## 建築物衛生管理業務仕様書

○「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和四十五年四月十四日法律第二十号)及び「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」(昭和四十五年十月十二日政令第三百四号)等の関係規定に基づき、次表のとおり実施すること。

1	給水栓での残骸	習塩素測定 7日以内ごとに1回
2	空気環境測定	
	測定項目	浮遊粉塵量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気
		流、ホルムアルデヒドの量(大規模の改修等を実施した場合に限る)
	測定回数	年6回(2ヵ月以内ごとに1回)※各測定日に、午前と午後2回測定
	測定場所	11 か所
		地下1階湯沸室、1階エレベータ前、1階事務室、1階子ども読書室、
		2階エレベータ前、2階第2学習室、3階エレベータ前、3階一般図書室、
		4階エレベータ前、4階えひめ資料室、5階エレベータ前
3	ねずみ等防除	年2回(6ヵ月以内ごとに1回) 全館実施
4	水質検査 (全	<b>全項目検査</b> (28項目)、年1回) <b>※</b> 1
5	水質検査 (簡	簡易項目検査(16項目)、年1回) ※2
6	環境衛生管理	(年間)

## (水質検査の内訳)

(/八頁(庆丘、シ)「10八)	<b>※</b> 1	<b>※</b> 2	備考
一般細菌	0	0	6ヶ月以内に1回実施
大腸菌	0	0	6ヶ月以内に1回実施
鉛及びその化合物(※)	0	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
亜硝酸態窒素	0	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
亜硝酸窒素及び亜硝酸態窒素	$\circ$	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
亜鉛及びその化合物(※)	$\circ$	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
鉄及びその化合物(※)	0	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
銅及びその化合物(※)	0	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
塩化物イオン	0	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
蒸発残留物(※)	0	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
pH 値	0	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
味	0	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
臭気	0	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
色度	0	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
濁度	0	$\circ$	6ヶ月以内に1回実施
シアン化物イオン及び塩化シアン	0	_	1年に1回実施
塩素酸	0	_	1年に1回実施
クロロ酢酸	0	_	1年に1回実施
クロロホルム	0	_	1年に1回実施
ジクロロ酢酸	0	_	1年に1回実施
ジブロモクロロメタン	0	_	1年に1回実施
臭素酸	0	_	1年に1回実施
総トリハロメタン	0	_	1年に1回実施
トリクロロ酢酸	0	_	1年に1回実施
プロモジクロロメタン	0	_	1年に1回実施
プロモホルム	0	_	1年に1回実施
ホルムアルデヒド	0	_	1年に1回実施

注 (※)の箇所について、※1で水質基準に適合していた場合、※2においては省略可